



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

212	第二期団体内統合宛名管理システム構築・運用保守委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	1
213	一般競争入札による落札者の決定	(").....	4
214	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	4
215	救急病院の認定	(医務課).....	5
216	"	(").....	5
217	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	5
218	"	(").....	6
219	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
220	道路の供用開始	(").....	6
221	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	7
222	"	(").....	9
223	"	(").....	10
224	"	(").....	11
225	道路の位置の指定	(都市政策課).....	12
○ 選挙管理委員会告示			
19	放送事業者の定め	 12
○ 公告			
	入札公告	(情報政策課).....	13

告 示

和歌山県告示第212号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、第二期団体内統合宛名管理システム構築・運用保守委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

第二期団体内統合宛名管理システム構築・運用保守委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認

定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 通商産業大臣（（キ）又は（ク）に係るものに限る。）又は経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

（ア）プロジェクトマネージャ

（イ）ネットワークスペシャリスト

（ウ）データベーススペシャリスト

（エ）ITサービスマネージャ

（オ）システム監査技術者

（カ）情報セキュリティスペシャリスト

（キ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

（ク）システム運用管理エンジニア

ウ 経済産業大臣から情報処理安全確保支援士試験の合格認定を受けている者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

- (4) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

ス 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ソ 2の（5）に掲げる資格審査調書

タ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで、コ、サ及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年7月2日（火）から同月16日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年7月17日（水）午前9時から同月19日（金）午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年7月17日（水）から同月29日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和元年7月29日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2414

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和元年8月16日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求

めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第213号

和歌山県情報共有基盤システム導入及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県情報共有基盤システム導入及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通・富士通リースコンソーシアム
（代表者）富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
（構成員）富士通リース株式会社
東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
69,876,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,176,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年5月7日

和歌山県告示第214号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和元年7月18日まで縦覧に供する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
令和元年6月18日
- 2 名称
特定非営利活動法人未来ある子どもたちを守る相談所
- 3 代表者の氏名

浦平美博

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市向11-5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県内の教育機関等に対して、青少年の学校教育の健全の推進及び学校、家庭、地域が一体となった教育活動の一層の強化に関する事業を行い、安全かつ安心できる地域社会作りに貢献することを目的とする。

和歌山県告示第215号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 国保日高総合病院
- 2 所在地 御坊市菌116番地2
- 3 有効期限 令和4年6月30日

和歌山県告示第216号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター
- 2 所在地 田辺市たきない町27番1号
- 3 有効期限 令和4年6月30日

和歌山県告示第217号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第218号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝切目停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町高野字下高野前 54番1地先から同町高野字下川1 28番1地先まで	旧	4.62 } 5.12	48.00	
同上	新	10.45 } 11.79	51.40	

和歌山県告示第220号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 滝切目停車場線

供用開始の区間 日高郡みなべ町高野字下高野前54番1地先から同町高野字下川128番1地先まで

供用開始の期日 令和元年7月2日

和歌山県告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

左会津川左支溪（6-206-1-142）、神頭川2（6-206-1-145）、神光寺川（6-206-2-216）、柿見川（6-206-2-217）、柿谷川（6-206-1-110）、矢田ヶ谷川2（6-206-1-111）、矢田谷川（6-206-2-182）、宮古井川（6-206-2-183）、矢田ヶ谷川1（6-206-2-184-1）、矢田ヶ谷川1（6-206-2-184-2）、葦西谷川（6-206-1-151）、平谷川（6-206-2-176）、滝谷（6-403-1-028）、北ノ川谷（6-403-1-029）、大原1（6-403-1-030）、一日所2（6-403-2-058）、大原2（6-403-2-059）、大原3（6-403-2-060）、杣谷（6-403-2-061）、大原4（6-403-2-063）、一日所3（6-403-2-064）、和田3（6-403-2-039）、和田4（6-403-2-040）、宇井郷（6-403-2-041）、和田5（6-403-2-042）、小管（I-1140）、鍋坂・鍛冶ヶ谷（I-1141）、日浦1・日浦（I-1178）、津越（I-1181）、日浦3・日浦（I-1182）、坊垣内（I-1183）、横畑（I-1186）、上平2（I-1187）、北野（I-1188）、福井鍋坂1（I-4038）、福井鍋坂2（I-4040）、福井坊垣内（I-4051）、福井手谷1（II-4691）、福井手谷2（II-4692）、福井手谷3（II-4694）、福井手谷4（II-4695）、福井横畑（II-4699）、福井鍛冶ヶ谷・鍛冶ヶ谷（II-4700）、福井日浦・日浦（II-4703）、福井北野（II-4709）、福井津越（II-4710）、福井（101）（I-60961）、福井（102）（II-60962）、福井（103）（II-60963）、福井（104）（II-60964）、福井（105）（II-60965）、宮代（101）（I-60966）、宮代（102）（I-60967）、宮代（103）（I-60968）、宮代（104）（I-60969）、宮代（105）（II-60970）、宮代（106）（II-60971）、宮代（107）（II-60972）、宮代（108）（II-60973）、宮代（109）（II-60974）、宮代（110）（II-60975）、宮代（111）（II-60976）、宮代（112）（II-60977）、宮代（113）（II-60978）、青田（I-1106）、大熊（I-1107）、野々垣内（I-1108）、湯布（I-1109）、湯本上（I-1112）、湯本（I-1113）、皆瀬2（I-2291）、龍神西垣内（I-4006）、龍神大熊（I-4007）、龍神下村1（I-4008）、龍神下村2（I-4009）、龍神湯布1（I-4010）、龍神湯布2（I-4011）、龍神寺野（I-4012）、龍神皆瀬1（I-4013）、龍神皆瀬2（I-4014）、龍神湯本（I-4015）、龍神小森3（II-4548）、龍神殿垣内1（II-4549）、殿垣内（II-4550）、龍神殿垣内2（II-4551）、龍神殿垣内3（II-4552）、龍神西垣内2（II-4553）、龍神青田（II-4554）、龍神古河（II-4555）、龍神大熊2（II-4556）、龍神湯布（II-4557）、龍神京ノ又（II-4558）、平野1（II-4559）、寺野（II-4561）、龍神皆瀬6（II-4562）、龍神皆瀬7（II-4563）、龍神皆瀬3（II-4564）、龍神皆瀬4（II-4565）、龍神皆瀬5（II-4566）、皆瀬3（I-60939）、皆瀬4（I-60940）、大熊2（II-60941）、大熊3（I-60942）、青田2（II-60943）、谷野口2（I-4413）、谷野口3（II-6372）、谷野口5（II-6374）、谷野口7（II-6375）、谷野口8（II-6377）、谷野口11（II-6378）、谷野口10（II-6379）、谷野口9（II-6380）、谷野口12（II-6381）、谷野口13（II-6382）、谷野口（101）（I-60990）、川根（I-1463）、保平（I-1464）、保平1（I-4397）、向山1（I-4398）、向山2（I-4399）、向山川根（II-6304）、向山保平（II-6305）、向山地下1（II-

-6306)、向山地下5(Ⅱ-6307)、向山地下4(Ⅱ-6308)、向山地下2(Ⅱ-6309)、地下(Ⅱ-6619)、向山向山1(Ⅲ-3593)、串(Ⅱ-6383)、串(101)(Ⅱ-60991)、串(102)(Ⅱ-60992)、串(103)(Ⅱ-60993)、深谷(Ⅰ-1467)、深谷(101)(Ⅰ-60994)、深谷(102)(Ⅱ-60995)、深谷(103)(Ⅱ-60996)、上万呂中地1(Ⅱ-5786)、上万呂1(Ⅰ-60944)、上万呂2(Ⅰ-60945)、上万呂3(Ⅱ-60946)、上万呂4(Ⅰ-60947)、中万呂(Ⅰ-1369)、矢田ヶ谷(Ⅰ-1370)、中万呂1(Ⅰ-4273)、中万呂(Ⅰ-4274)、中万呂古戸2(Ⅱ-5777)、中万呂古戸3(Ⅱ-5778)、中万呂矢田ヶ谷(Ⅱ-5785)、中万呂3(Ⅱ-5788)、中万呂4(Ⅲ-3184)、中万呂5(Ⅲ-3185)、中万呂6(Ⅰ-60948)、中万呂7(Ⅰ-60949)、中万呂8(Ⅱ-60950)、中万呂9(Ⅰ-60951)、中万呂10(Ⅰ-60952)、中万呂11(Ⅰ-60953)、下万呂(Ⅰ-2308)、下万呂1(Ⅰ-4267)、下万呂2(Ⅰ-4269)、下万呂3(Ⅰ-4275)、下万呂4(Ⅱ-60954)、下万呂5(Ⅱ-60955)、下万呂6(Ⅰ-60956)、下万呂7(Ⅰ-60957)、下万呂8(Ⅰ-60958)、下万呂9(Ⅱ-60959)、原(Ⅰ-1136)、東方(Ⅰ-1180)、小広瀬(Ⅰ-1190)、広瀬(Ⅰ-1191)、築根(Ⅰ-1192)、脇2(Ⅰ-1202)、柳瀬築根(Ⅰ-4052)、柳瀬保の平(Ⅰ-4055)、柳瀬菖蒲谷1(Ⅰ-4056)、柳瀬栃谷(Ⅰ-4057)、柳瀬菖蒲谷2(Ⅰ-4058)、柳瀬東方(Ⅰ-4059)、柳瀬広瀬(Ⅱ-4711)、柳瀬保の平1(Ⅱ-4712)、柳瀬保の平2(Ⅱ-4713)、柳瀬栃谷1(Ⅱ-4714)、柳瀬栃谷2(Ⅱ-4715)、柳瀬東方1(Ⅱ-4716)、柳瀬菖蒲谷5(Ⅱ-4717)、柳瀬菖蒲谷6(Ⅱ-4718)、柳瀬東方2(Ⅱ-4719)、柳瀬菖蒲谷3(Ⅱ-4720)、柳瀬栃谷3(Ⅱ-4721)、柳瀬栃谷4(Ⅱ-4722)、柳瀬菖蒲谷4(Ⅱ-4723)、柳瀬栃谷5(Ⅱ-4724)、柳瀬1(Ⅲ-2676)、日浦2(Ⅰ-1179)、福井日浦2(Ⅰ-4053)、福井日浦1(Ⅰ-4054)、柳瀬(101)(Ⅱ-60982)、柳瀬(103)(Ⅱ-60984)、柳瀬(104)(Ⅱ-60985)、新庄町(101)(Ⅰ-60883)、新庄町(102)(Ⅰ-60884)、新庄町(103)(Ⅰ-60885)、新庄町(104)(Ⅰ-60886)、新庄町(106)(Ⅰ-60888)、新庄町(109)(Ⅰ-60891)、新庄町(112)(Ⅰ-60894)、新庄町(114)(Ⅰ-60896)、新庄町(115)(Ⅰ-60897)、新庄町(116)(Ⅰ-60898)、新庄町(117)(Ⅰ-60899)、新庄町(118)(Ⅰ-60900)、新庄町(120)(Ⅰ-60902)、新庄町(125)(Ⅰ-60907)、新庄町(127)(Ⅰ-60909)、新庄町(128)(Ⅰ-60910)、新庄町(129)(Ⅰ-60911)、新庄町(130)(Ⅰ-60912)、新庄町(132)(Ⅰ-60914)、新庄町(135)(Ⅰ-60917)、新庄町(136)(Ⅰ-60918)、新庄町(141)(Ⅰ-60923)、新庄町(143)(Ⅰ-60925)、新庄町(144)(Ⅰ-60926)、新庄町(145)(Ⅰ-60927)、新庄町(146)(Ⅰ-60928)、新庄町(147)(Ⅰ-60929)、新庄町(149)(Ⅰ-60931)、新庄町(151)(Ⅰ-60933)、新庄町(155)(Ⅰ-60937)、新庄町(105)(Ⅱ-60887)、新庄町(108)(Ⅱ-60890)、新庄町(110)(Ⅱ-60892)、新庄町(111)(Ⅱ-60893)、新庄町(113)(Ⅱ-60895)、新庄町(119)(Ⅱ-60901)、新庄町(121)(Ⅱ-60903)、新庄町(122)(Ⅱ-60904)、新庄町(123)(Ⅱ-60905)、新庄町(124)(Ⅱ-60906)、新庄町(126)(Ⅱ-60908)、新庄町(131)(Ⅱ-60913)、新庄町(133)(Ⅱ-60915)、新庄町(134)(Ⅱ-60916)、新庄町(137)(Ⅱ-60919)、新庄町(138)(Ⅱ-60920)、新庄町(139)(Ⅱ-60921)、新庄町(140)(Ⅱ-60922)、新庄町(142)(Ⅱ-60924)、新庄町(148)(Ⅱ-60930)、新庄町(150)(Ⅱ-60932)、新庄町(152)(Ⅱ-60934)、新庄町(153)(Ⅱ-60935)、新庄町(154)(Ⅱ-60936)、新庄町(156)(Ⅱ-60938)、たきない町1(Ⅱ-5803)、たきない町2(Ⅲ-3224)、たきない町3(Ⅲ-3225)、湊1(Ⅰ-1389)、宝来町1(Ⅱ-5773)、宝来町2(Ⅱ-5774)、宝来町3(Ⅱ-5775)、新庄町(179)(Ⅰ-60998)、新庄町(180)(Ⅱ-60999)、新庄町(181)(Ⅱ-61000)、新庄町(182)(Ⅱ-61001)、新庄町(184)(Ⅰ-61002)、新庄町(185)(Ⅱ-61003)、新庄町(186)(Ⅱ-61004)、新庄町(187)(Ⅱ-61005)、新庄町(188)(Ⅱ-61006)、新庄町(189)(Ⅰ-61007)、新庄町(190)(Ⅰ-61008)、新庄町(191)(Ⅰ-61009)、新庄町(192)(Ⅰ-61010)、新庄町(193)(Ⅰ-61011)、新庄町(194)(Ⅱ-61012)、新庄町(195)(Ⅱ-61013)、新庄町(196)(Ⅰ-61014)、新庄町(197)(Ⅱ-61015)、新庄町(199)(Ⅱ-61016)、新庄町(200)(Ⅱ-61017)、新庄町(201)(Ⅱ-61018)、新庄町(202)(Ⅰ-61019)、新庄町(203)(Ⅱ-61020)、新庄町(204)(Ⅰ-61021)、新庄町(205)(Ⅱ-61022)、新庄町(206)

(Ⅱ-61023)、新庄町(207)(Ⅱ-61024)、新庄町(208)(Ⅰ-61025)、新庄町(212)(Ⅰ-61026)、新庄町(214)(Ⅱ-61027)、新庄町(215)(Ⅱ-61028)、新庄町(216)(Ⅱ-61029)、新庄町(218)(Ⅱ-61030)、新庄町(219)(Ⅱ-61031)、新庄町(220)(Ⅱ-61032)、新庄町(223)(Ⅰ-61033)、熊野7(Ⅰ-4400)、熊野8(Ⅰ-4401)、熊野21(Ⅱ-6322)、熊野18(Ⅱ-6325)、熊野17(Ⅱ-6326)、熊野16(Ⅱ-6327)、熊野15(Ⅱ-6328)、熊野14(Ⅱ-6329)、熊野13(Ⅱ-6330)、熊野12(Ⅱ-6331)、熊野11(Ⅱ-6332)、熊野10(Ⅱ-6333)、熊野9(Ⅱ-6334)、熊野6(Ⅱ-6335)、熊野5(Ⅱ-6336)、熊野4(Ⅱ-6337)、熊野3(Ⅱ-6338)、熊野1(Ⅱ-6340)、熊野23(Ⅱ-6341)、熊野24(Ⅱ-6342)、熊野26(Ⅱ-6343)、熊野25(Ⅱ-6344)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

裏代川4(6-206-2-218)、一日所1(6-403-2-057)、和田1(6-403-2-037)、和田2(6-403-2-038)、柳瀬(102)(Ⅱ-60983)、新庄町(107)(Ⅰ-60889)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

不動谷川右支溪(3-344-2-042)、清川左支溪(3-344-1-011)、清川左支溪(3-344-2-038)、西郷神谷辻1(Ⅰ-3162)、西郷神谷辻2(Ⅰ-3163)、西郷神谷辻3(Ⅰ-3164)、西郷作水垣内1(Ⅱ-1032)、西郷作水垣内2(Ⅱ-1033)、西郷作水垣内3(Ⅱ-1034)、西郷尾細1(Ⅱ-1035)、西郷尾細2(Ⅱ-1036)、西郷尾細3(Ⅱ-1037)、西郷尾細4(Ⅱ-1038)、西郷尾細5(Ⅱ-1039)、西郷尾細6(Ⅱ-1040)、西郷尾細7(Ⅱ-1041)、西郷神谷辻17(Ⅱ-1042)、西郷神谷辻8(Ⅱ-1043)、西郷神谷辻9(Ⅱ-1044)、西郷神谷辻18(Ⅱ-1045)、西郷神谷辻10(Ⅱ-1046)、西郷神谷辻11(Ⅱ-1047)、西郷神谷辻12(Ⅱ-1048)、西郷神谷辻13(Ⅱ-1049)、西郷神谷辻14(Ⅱ-1050)、西郷神谷辻15(Ⅱ-1051)、西郷(Ⅱ-10

52)、西郷神谷辻19(Ⅱ-1262)、西郷(101)(Ⅰ-10036)、西郷(102)(Ⅰ-10037)、西郷(103)(Ⅰ-10038)、西郷(104)(Ⅱ-10299)、西郷(105)(Ⅱ-10300)、西郷(106)(Ⅱ-10301)、西郷(107)(Ⅱ-10302)、西郷(108)(Ⅱ-10303)、西郷(109)(Ⅱ-10304)、西郷(110)(Ⅱ-10305)、西郷(111)(Ⅱ-10306)、西郷(112)(Ⅱ-10307)、林1(Ⅱ-1149)、林2(Ⅱ-1150)、林3(Ⅱ-1154)、平原2(Ⅱ-1163)、平原3(Ⅱ-1164)、平原4(Ⅱ-1165)、平原5(Ⅱ-1166)、平原6(Ⅱ-1167)、檜原1(Ⅱ-1171)、檜原2(Ⅱ-1172)、檜原3(Ⅱ-1173)、平原(101)(Ⅱ-10282)、林(101)(Ⅱ-10283)、林(102)(Ⅱ-10284)、林(103)(Ⅱ-10285)、林(104)(Ⅱ-10286)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

入野谷川(4-362-2-027)、下権保谷川(4-362-2-028)、藤沢谷川(4-362-2-029)、西畑上谷川(4-362-2-030)、中村川(4-362-2-031-1)、中村川(4-362-2-031-2)、中村川支川(4-362-2-032)、上丸畑谷川(4-362-2-033)、丸畑谷川(4-362-2-034)、西畑北谷川(4-362-2-035)、湯川谷川(4-362-2-036)、権保北谷川(4-362-2-037)、古垣内谷川(4-362-2-038)、石塚西谷川(4-362-2-040)、梅本谷川(4-362-2-041)、猪谷川(4-362-2-045-1)、猪谷川(4-362-2-045-2)、猪谷川(4-362-2-045-3)、猪谷川支川(4-362-2-046)、上の奥谷川(4-362-2-047)、新家谷川(4-362-2-048)、上夏明谷川(4-362-2-049)、北折楠谷川(4-362-2-050)、北浦谷川(4-362-2-051)、岩垣北谷川(4-362-2-052)、極楽寺谷川(4-362-2-053)、中村川左支溪(4-362-2-901)、光見寺東谷川(4-362-2-057)、牛居下谷川(4-362-2-061)、芝池西谷川(4-362-2-064)、名島中名島原(Ⅰ-3734)、殿南道(Ⅰ-3740)、山本大谷(Ⅰ-3741)、山本(102)(Ⅰ-40080)、山本(103)(Ⅰ-40081)、山本奥白木(1)(Ⅱ-3074)、山本奥白木(2)(Ⅱ-3075)、山本江上(Ⅱ-3077)、山本天神谷(Ⅱ-3078)、山本黒岩(Ⅱ-3079)、上中野末所(Ⅱ-3080)、上名島原(Ⅱ-3081)、山本小浦(Ⅱ-3082)、山本(104)(Ⅱ-40508)、山本(105)(Ⅱ-40509)、山本(106)(Ⅱ-40510)、山本(107)(Ⅱ-40511)、山本(108)(Ⅱ-40512)、山本(109)(Ⅱ-40513)、山本(110)(Ⅱ-40514)、柳瀬(101)(Ⅱ-40516)、柳瀬(102)(Ⅱ-40517)、下名中名(Ⅲ-1573)、落合(Ⅰ-754)、上津木落合(2)(Ⅰ-3736)、上津木坂本河(103)(Ⅰ-40058)、上津木坂本河(105)(Ⅰ-40059)、上津木坂本河(106)(Ⅰ-40060)、上津木日裏(1)(Ⅱ-3144)、上津木の場(2)(Ⅱ-3145)、上津木の場(4)(Ⅱ-3148)、上津木坂本河(1)(Ⅱ-3149)、上津木松本(Ⅱ-3150)、上津木前田羅(Ⅱ-3151)、上津木下垣内(1)(Ⅱ-3153)、上津木吹曾(2)(Ⅱ-3154)、上津木柿谷

- (1) (Ⅱ-3155)、上津木柿谷(2) (Ⅱ-3156)、上津木柿谷(3) (Ⅱ-3157)、上津木柿谷(4) (Ⅱ-3158)、上津木室河(1) (Ⅱ-3159)、上津木坂本河(101) (Ⅱ-40448)、上津木坂本河(102) (Ⅱ-40449)、上津木坂本河(104) (Ⅱ-40450)、上津木坂本河(107) (Ⅱ-40451)、上津木高野(101) (Ⅱ-40452)、上津木柿谷(101) (Ⅱ-40454)、上津木柿谷(102) (Ⅱ-40455)、上津木柿谷(103) (Ⅱ-40456)、上津木坂本河(2) (Ⅲ-1602)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域の名称

夏明北谷川(4-362-2-042)、上奥谷川とづら谷川(4-362-2-044)、牛居上谷川(4-362-2-060)、柄杓井谷川(4-362-2-062)、上中野広(I-3735)、山本(101)(I-40079)、上中野(101)(Ⅱ-40515)

- (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西川右支溪(5-382-1-066)、西川左支溪(5-382-1-079)、西川左支溪(5-382-1-080)、奥山(5-382-1-081)、西川右支溪(5-382-2-083)、神田(5-382-2-084)、神田(5-382-2-085)、神田(5-382-2-086)、西川右支溪(5-382-2-087)、西川左支溪(5-382-2-117)、奥山(5-382-2-119)、奥山(5-382-2-121)、西川左支溪(5-382-3-004)、産湯(101)(5-382-1-023)、産湯(102)(5-382-1-024)、産湯(103)(5-382-2-015)、東裏川支溪(5-382-2-123)、中山1(I-3931)、陰り原1(I-3932)、中ノ谷(I-3933)、一ノ瀬(Ⅱ-4056)、中山2(Ⅱ-4057)、中山3(Ⅱ-4060)、中山4(Ⅱ-4061)、萩原(101)(I-50235)、萩原(102)(Ⅱ-50591)、萩原(103)(Ⅱ-50592)、萩原(104)(Ⅱ-50593)、萩原(105)(Ⅱ-50594)、萩原(106)(Ⅱ-50595)、比井(I-949)、八

王子原 (I-951)、城ノ下 (I-3937)、城ノ下、浜出 (II-4081)、深ヶ谷 (I-3934)、大江原 (I-953)、小切湯1 (I-3942)、小切湯2 (I-3943)、小切湯3 (II-4093)、小切湯4 (II-4094)、小切湯5 (II-4095)、小切湯6 (II-4096)、小切湯7 (II-4097)、小切湯8 (II-4099)、小切湯9 (II-4100)、産湯 (101) (II-50490)、産湯 (102) (II-50491)、産湯 (103) (II-50492)、産湯 (104) (II-50493)、産湯 (105) (II-50494)、産湯 (106) (II-50495)、産湯 (107) (II-50496)、産湯 (108) (II-50497)、産湯 (109) (II-50498)、産湯 (110) (II-50499)、西山本 (I-3940)、小坂 (104) (I-50218)、小坂 (105) (II-50489)、荊木 (101) (II-50500)、荊木 (102) (II-50501)、荊木 (103) (II-50502)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

西川右支溪 (5-382-2-078)、比井1 (5-382-1-013)、東裏川支溪 (5-382-2-124)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第225号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3478	岩出市根来字大坪721番の一部、722番4、723番1の一部、742番の一部	紀の川市中井阪209番地の5 タニガワ住宅株式会社 代表取締役 谷川義治	令和 元. 6. 19	6.00	78.02

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第19号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第8条第7項の規定に基づき、参議院和歌山県選挙区選出議員選挙において候補者又は候補者になろうとする者から自らが選定した手話通訳士一人による手話通訳を付して政見を録画するよう申込みがあったときの当該手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画するものとする放送事業者を次のとおり定める。

令和元年7月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

日本放送協会

株式会社テレビ和歌山

公 告

入 札 公 告

第二期団体内統合宛名管理システム構築・運用保守委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和元年度から令和6年度まで

(2) 業務の名称

第二期団体内統合宛名管理システム構築・運用保守委託

(3) 業務の内容

統合宛名管理システムの開発、データの移行、運用保守及び機器のリース

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和元年和歌山県告示第212号に規定する第二期団体内統合宛名管理システム構築・運用保守委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

令和元年7月2日（火）から同月16日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和元年7月17日（水）午前9時から同月19日（金）午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

令和元年8月19日（月）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和元年8月19日（月）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2414

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Development, operation and maintenance of the secondary integrated address management system and data migration from the current system to the new system and lease of equipment
- (2) Time limit for tender :
2:00 p.m. 19 August 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 19 August 2019)
- (3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2414
FAX 073-428-1136
e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp